

6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

改造項目	注 意 点
フォグランプ	色、個数、高さ
前照灯	色、個数
サスペンション	スプリング切断
方向指示器	色、点滅回数
マフラー	消音器、触媒装置取外し
タイヤ	車体外側への突出し
警音器	ミュージックホーン
回転灯	色
電光看板	色
その他	

7. 商品価値加減点

1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

3) 減点（基本価格×減点率）

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特 別 な 例	減点率
長期放置車	10%以内
ネームプレートの無いもの	20 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %
職権打刻車	30 %
冠水車（フロアまで）	50 %
％（クッション上部以上）	70 %
火災車（エンジンルーム）	50 %
％（半焼）	70 %
自殺車	70 %

8. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

1) 乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

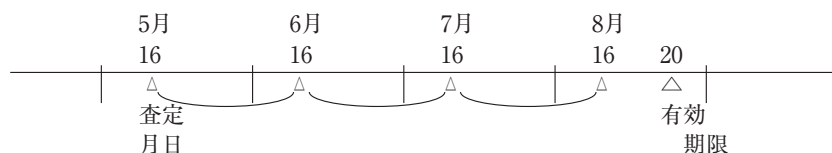
クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。
車検残月数、自賠責の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠責を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

9. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その7） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その8）

保険期間の開始が平成29年4月1日～令和2年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	8
軽（乗用）	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19
軽（乗用）	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	20	20	21	22	23	24	25	26	27	27	28	29
軽（乗用）	19	20	21	21	22	23	24	25	26	26	27	28

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	9
軽	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	15	16	16	17	18	19
軽	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	18

自賠償残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

自賠償残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13